



国土交通省道路局長 様

都 第 50 号

平成19年5月8日

倉敷市長 古市 健三



中期的な計画の作成にあたっての意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありましたこのことについては、  
別紙のとおりです。

## 「中期計画についての意見書」

◎ 道路特定財源は、受益者負担の原則に基づき、暫定税率も含めた負担は道路整備に充てるためのものであるため、道路歳出を上回る税収であるのなら、一般財源に回さず暫定税率を下げるべきである。

また、一般財源化する余裕があるのであれば、現在もしくは将来の道路維持管理費（財源不足）のため、充当・基金などとして使用できるようにしていただきたい。

◎ 地方の遅れている道路整備状況を踏まえ、道路整備のための財源として確保し、緊急性・実情を踏まえ地方公共団体への配分率を高めるなど、地方公共団体における道路整備のための財源として充実していただきたい。

◎ 総合的交通政策を推進するために、車社会に取り残された人々などの交通手段がなくなっている現状を踏まえ、それぞれの「足」を確保するために地方の路線バスやローカル線支援への財源としていただきたい。

◎ 自動車の排気ガスが、地球温暖化の大きな原因になっていることから環境対策の財源としていただきたい。